

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 我が国における IFRS の適用上の課題に対応するにあたっての  
IFRS 適用課題対応専門委員会による手続

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、我が国における IFRS の適用上の課題に対応するにあたり、IFRS 適用課題対応専門委員会による手続について、当該専門委員会において議論された内容をご報告することを目的としている。
2. この手続は、IFRS 適用課題対応専門委員会の専門委員の共通理解をまとめたものであり、当該専門委員会における議論を経てその内容を適宜変更することが想定されている。
3. 手続の内容は別紙のとおりである。

以上

(別 紙)

**我が国における IFRS の適用上の課題に対応するにあたっての  
IFRS 適用課題対応専門委員会による手続**

平成 28 年 12 月 2 日  
企業会計基準委員会・IFRS 適用課題対応専門委員会

**本資料の目的**

1. 本資料は、我が国における IFRS の適用上の課題に対応するにあたっての IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「当専門委員会」という。）による手続について、当専門委員会の専門委員の共通理解をまとめたものである。
2. 本資料の内容は、当専門委員会における議論を経て変更することがある。

**当専門委員会が IFRS の適用上の課題として扱うテーマの選定方法**

3. 当専門委員会が扱うテーマについては、将来的には、広く一般から提案を受けることが考えられるが、当面は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）の委員及び事務局並びに当専門委員会の専門委員からの提案によることとする。
4. 当専門委員会が IFRS の適用上の課題として扱うテーマの選定にあたっては、前項に従い提案されたテーマについて、当委員会の事務局が次のテーマ選定基準を総合的に分析し、これを踏まえ、当専門委員会において議論を行うこととする。
  - (1) 市場関係者から強いニーズが聞かれているか。
  - (2) 我が国の多くの企業にとって重要な影響が生じる可能性が高いか。
  - (3) 重要なばらつきが生じる可能性が高いか。

**我が国における IFRS の適用上の課題を扱うにあたっての当専門委員会の方針**

5. IFRS を開発する国際会計基準審議会（IASB）は、各国の会計基準設定主体に対し、原則として、解釈指針を開発しないことを要望しており、当専門委員会においてもこれ

を尊重することが考えられる。したがって、我が国における IFRS の適用上の課題を当専門委員会が扱うにあたっては、IFRS の解釈を示すことなく、当専門委員会から IFRS 解釈指針委員会に要望書を提出するかどうかを判断することに重点を置くこととする<sup>1</sup>。

### 当専門委員会から IFRS 解釈指針委員会に要望書を提出するか否かの判断基準

6. 我が国における IFRS の適用上の課題として当専門委員会が扱うことが適切であるとされたテーマのうち、当委員会の事務局が論点の整理を行い、これを踏まえ、当専門委員会において議論を行った結果、専門委員の間で大きな異論がないテーマについては、IFRS 解釈指針委員会に要望書を提出する必要はないと考えられる。
7. 一方、当専門委員会において議論を行った結果、専門委員の間で複数の意見が聞かれるテーマについては、IFRS 解釈指針委員会に要望書を提出するか否かを検討することが適切であると考えられる。
8. 当専門委員会から IFRS 解釈指針委員会に要望書を提出するか否かの判断にあたっては、当委員会の事務局が次の要望書提出基準を総合的に分析し、これを踏まえ、当専門委員会において議論を行うこととする。
  - (1) IFRS 解釈指針委員会の判断を求めるについて、我が国の関係者のコンセンサスが得られているか（IFRS 解釈指針委員会は、我が国の関係者が想定していない判断を行う可能性がある。また、IFRS 解釈指針委員会は、我が国の関係者が想定している以上に判断に時間がかかる可能性がある。）。
  - (2) IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックに従った場合、IFRS 解釈指針委員会が作業計画に追加する可能性が高いか（IFRS 解釈指針委員会は、要望書を提出しても作業計画に追加しない可能性がある。）。

### IFRS 解釈指針委員会への要望書の提出の要否に関する判断の過程を周知する方法

9. 当専門委員会では、我が国における IFRS の適用上の課題を広く扱うこととなるため、

---

<sup>1</sup> なお、本資料第 5 項にかかわらず、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が各国において個別対応がなされるべきと判断した場合には、例外的に各国において解釈指針を開発することができるとされている（IASB と各国の会計基準設定主体との間の憲章第 47 項から第 52 項）。

その議論の過程を公開することが、IFRS 適用企業や監査人等の実務に資するものと考えられる。特に、当専門委員会から IFRS 解釈指針委員会に対して要望書を提出するか否かの判断の過程は、当該テーマについて実務上どのような点がポイントになるかを示すこととなるため、広く周知することが有用であると考えられる。

10. 当専門委員会から IFRS 解釈指針委員会に対して要望書を提出するか否かの判断にあたっては、当委員会の事務局が論点の整理を行い、これを踏まえ、当専門委員会において議論を行うこととなる。当専門委員会の議論の状況は当委員会に報告することになるが、その際に用いる資料を当委員会のウェブサイトで公開することにより判断の過程の周知を図ることとする。

以上